

国家石油備蓄基地操業委託の事業承継について

独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構

1. 事業概要

本事業は、国が独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「機構」という。）へ委託し、その一部を機構が再委託する業務である。民間競争入札として実施した国家石油備蓄基地操業委託業務（以下、「本件業務」という。）のうち苫小牧東部国家石油備蓄基地、福井国家石油備蓄基地、秋田国家石油備蓄基地、志布志国家石油備蓄基地の4基地（以下、「4基地」という。）の操業を東京電力F Pグループ（代表企業：東京電力フュエル&パワー株式会社（以下、「東電F P」という。）、構成企業：東電フュエル株式会社（以下、「東電フュエル」という。））が受託している。

今般代表企業である東電F Pから、東電F Pと中部電力株式会社が50%ずつ出資し、両社の燃料上流事業や既存の火力発電事業等を統合することを目的として設立された株式会社JERA（ジェラ。以下「JERA」という。）へ、平成31年4月1日以降本件業務を東電F PとJERAの間で締結された吸収分割契約に基づき承継したい旨申し出があった。東電F Pの100%子会社である東電フュエルはそのままJERAの100%子会社へ移行。

2. 対応方針

事業の承継については「国家石油備蓄基地操業委託契約書」第3条において、『受託者は、本契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。』とされており機構の事前の承諾が必要となる。

JERAは東電F Pの子会社であり、現在の東電F Pによる本件業務の実施体制はすべてそのままJERAに移行される。契約相手先のうち東電F PはJERAに変更となるが、業務を実施していく中身に関してはこれまで本件業務を受託してきた東電F Pの実施体制そのままであり、組織として実質的な変更はない。なお、承継後の事業者（JERA）の入札参加資格については、JERAが承継した時点で要件を満たすこととなる。

以上より、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（平成18年法律第51号。以下「法」という。）第21条第1項に該当することから、法第21条第2項に基づく官民競争入札等監理委員会の議を経た後、本件業務が東電F PからJERAへ承継されることについて国家石油備蓄基地操業委託契約書第3条に基づき承諾することとし、4基地における本件業務の契約相手先を東電F P及び東電フュエルからJERA及び東電フュエルに変更する。